

採点表（審査基準）

（明石市新ごみ処理施設整備等に係る設計施工監理業務委託）

HP 掲載用

採点者

応募者

項目		審査内容	配点	備考
企業実績	企業業務実績	・一般廃棄物ごみ処理施設(焼却施設の処理能力が 100t/日以上に限る)の施設整備に係る施工監理業務を元請けとして完了した実績が十分にあるか	5 点	満点 5 件以上
	資格者数	・技術士(廃棄物管理、廃棄物・資源循環)の人員が充実した体制であるか	3 点	満点 10 人以上
監理体制	総括責任者（管理技術者）の実績技量	・十分な技術力や業務実績があるか	5 点	満点 5 件以上
	配置予定技術者の実績技量	・土木技術者に十分な技術力や業務実績があるか	3 点	満点 5 件以上
		・建築技術者に十分な技術力や業務実績があるか	3 点	満点 5 件以上
		・機械設備技術者(建築・プラント合わせて)に十分な技術力や業務実績があるか	3 点	満点 10 件以上
		・電気設備技術者(建築・プラント合わせて)に十分な技術力や業務実績があるか	3 点	満点 10 件以上
		・事務補助業務担当者に十分な技術力や業務実績があるか	2 点	満点 3 件以上
	業務実施体制	・企業内での応援体制及び審査体制は充実しているか	3 点	
実施方針・手法	業務内容の理解度	・仕様書に基づいた業務内容を把握し、理解度が適切であるか	5 点	
		・明石市の廃棄物行政について把握、理解度が適切であるか	5 点	
	業務工程計画の妥当性	・業務工程、工程計画が妥当であるか	3 点	
	提案内容の妥当性	・提案内容が的確であるか	3 点	
		・提案に独自性や、工夫等が認められるか	3 点	
取組意欲・能力	業務に対する取組意欲	・積極的に取り組む姿勢、熱意が感じられるか	3 点	
	ヒアリング・質疑応答	・説明、質問に対する応答はわかりやすかったか	3 点	

公共性 (施策反映) 評価(その二)	障害者の積極的雇用	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務がある業者で雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上あるか ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務がない業者で障害者の雇用があるか	0.5点	
	子育て支援への取組	結婚・妊娠・出産・育児への支援、子育てしやすい環境づくり など ・ 法定を上回る育児休業制度を就業規則で制定 ・ 職場復帰しやすい環境の整備 ・ 子育て中の従業員向けの相談体制の整備・・・など	0.5点	
	ジェンダー平等の推進に関する取組	仕事と家庭との両立のための環境整備、セクシャル・ハラスメントの防止、事業活動における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会の確保 など ・ フレックスタイム制、在宅勤務制度など ・ セクハラについて相談や苦情のための特別窓口又はカウンセラーの設置 ・ 性別により評価することがないよう人事考課基準を明確化 ・ 事業所内託児所施設の設置・・・など	0.5点	
	若年雇用者育成のための取組	・ エルダー制度など若手従業員を個別実地に熟練者が育成するような制度を事業所として制定（単なる研修は除く）・・・など	0.5点	
	更生支援のための取組	・ 保護観察所への協力雇用主としての登録があるか	0.5点	
		・ 刑事施設出所者、少年院出院者、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用するための具体的な受入制度や採用枠等の整備 など ※保護観察所への協力雇用主としての登録がある場合に限る	0.5点	
	労働安全衛生のための取組	・ 厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けているか	0.5点	
公共性 (施策反映) 評価(その三)	女性定着（活躍）に向けた取組	・ 技術士(廃棄物管理、廃棄物・資源循環)を所有している女性技術者（1名以上）の雇用があるか（本業務への従事は問わない）	0.5点	
	建設業の施工監理業務における時間外労働の上限規制（働き方改革）に伴う取組	・ 公共工事の施工監理業務において、週休二日制または、交代制週休二日制等の取組を実施したことがあるか	0.5点	
	建設DXの取組	・ 公共工事の施工監理業務において、デジタル技術（AI、ICT、IoT、遠隔臨場、電子納品など）を取り込んで施工した実績があるか	0.5点	
価 格		40点×参加者の中の最低業務価格÷当該参加者の業務価格（小数点以下切り捨て）	40点	
合 計			100点	

※企業業務実績については、2015年4月1日から2025年3月31日までの間に、国内において国、地方公共団体又はそれに準じる機関(公社、公団、事業団等)の発注に係る業務を元請として完了した業務とする。

※各業務実績については、一般廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)の新設のみとし、基幹改良事業等は除く。

※審査基準点(50点)未滿は失格とする。(選定委員のうち、合計点が50点未滿の者が1人でもいた場合においては、当該参加者を失格とする。)